

**奥羽新幹線・羽越新幹線整備推進等に向けた広報・啓発等事業業務
公募型プロポーザル募集要領**

1 目的

この要領は、奥羽新幹線・羽越新幹線（以下「奥羽・羽越新幹線」という。）整備推進及び米沢トンネル（仮称）整備の早期事業化に向けた広報・啓発等について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者（以下「提案者」という。）から業務委託契約の候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（1）業務の名称

奥羽新幹線・羽越新幹線整備推進等に向けた広報・啓発等事業業務

（2）業務の目的

関係団体の連携・協力のもと、山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟が実施する奥羽・羽越新幹線整備推進及び米沢トンネル（仮称）整備の早期事業化に向けた取組みの更なる推進のため、県内市町村、経済界、県民等に対し広報・啓発等を行い、県全体の機運醸成及び理解促進等を図る。

（3）業務の内容

「奥羽新幹線・羽越新幹線整備推進等に向けた広報・啓発等事業に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

なお、事業計画の詳細な内容については、当該事業者決定後に別途協議する。

（4）委託期間

契約締結の日から事業完了の1ヶ月後または令和9年3月31日のいずれか早い日まで

（5）提案上限額

4,501千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

（1）応募資格

次に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- ①山形県内に事業所又は事務所がある団体であること
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること
- ③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）及び消費税を滞納していないこと
- ④山形県入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑥次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく

なった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きを行っていないこと

⑧本業務と類似の業務を受託した経験を有する者であること

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは、失格とする。

①この要領に定めた応募資格が備わっていない場合

②提案書の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しない場合

③提案書に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

④提案書に虚偽または不正があった場合

⑤審査員又は事務局職員に対して、直接又は間接的に本応募に関し援助を求めた場合

⑥提案の内容が提案上限額を上回る場合

⑦その他、企画審査会において不適切と認められた場合

4 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類及び提出部数

①参加申込書（様式1）1部

②企画提案書（様式2）6部

③事業計画書（様式3）6部

※記載内容は「別紙1 事業計画書に必要な記載事項」を参照のこと

④会社概要書（様式4）6部

⑤経費見積書（様式5）6部

（2）提出期限

①参加申込書（様式1）

令和8年5月7日（木）17時まで

②①以外の書類（様式2～様式5）

令和8年5月13日（水）17時まで

※様式6については、5 企画提案書作成に係る質問の中で期限を定める

（3）提出方法

10「提出・問合せ先」まで、持参または郵送（配達証明付き書留郵便かつ提出期限必着のものに限る。）により提出すること

5 企画提案書作成に係る質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式6）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「奥羽・羽越新幹線委託事業への問合せ」として、10「提出・問合せ先」へ提出すること

(2) 質問受付期限

令和8年5月8日（金）正午まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、その都度速やかに、全ての参加申込書提出者に、原則として電子メールにより行う。

ただし、各提案予定者の独自規格に関わることなどについては、当該質問者のみに回答する。

6 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 山形県みらい企画創造部交通プロジェクト推進課が設置する企画審査会において、別紙審査基準に基づき提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行い、審査の結果、評価点数の合計点数が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) 審査の結果、評価点数の合計点数が、評価項目の最高得点の合計点数（100点）の5割に満たない提案は選定を見送る場合がある。

(3) 企画審査会の日時・場所等については、別途、提案者に対し書面により通知する。審査の結果についても、同様に提案者に対し書面により通知する。

(4) 提案者が1者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(5) 提案者がいない場合には、一旦公募型企画提案募集の実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

(1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(2) 応募できる提案の数は、一提案者につき一件とする。

(3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等の再提出及び差替えは認めない。

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

(6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(7) 企画提案書等の応募書類については、山形県情報公開条例(平成9年12月22日山形県条例第58号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

- (8) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。
- (9) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。

8 契約締結

- (1) 審査の結果、最優秀提案者として選定された業務委託契約の候補者（以下「受託候補者」という。）と県との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点者とされた提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約に当たっては、委託契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、10「提出・問合せ先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。
- (8) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を県に移転する。

9 企画提案書提出後のスケジュール

- (1) 企画審査会の開催 : 令和8年5月下旬（予定、別途通知）
- (2) 審査会結果通知 : 令和8年6月上旬～中旬（予定、別途通知）
- (3) 契約締結 : 令和8年6月中旬～6月下旬（予定）

10 提出・問合せ先

山形県みらい企画創造部交通プロジェクト推進課 梅津
〒990-8570 山形市松波2-8-1
電話 : 023-630-3017
FAX : 023-630-3082
E-mail : ykotsupro@pref.yamagata.jp